

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

「下水道法の一部改正に伴う災害復旧の都道府県による代行手続」について

「下水道法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第 65 号。以下「改正法」という。)は令和 8年7月 23 日に公布され、このうち下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)における、都道府県による公共下水道の復旧工事の代行関係の改正規定については、同年8月 17 日より施行されるところです。

改正法により、新たに法第 14 条の2を設け、流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制等の地域の実情を勘案して適当であると認められるときは、当該市町村が管理する公共下水道(当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。)の復旧を、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって自ら行うことができることとしました。

つきましては、各都道府県におかれては、災害時における同規定の円滑な運用に向け、下記「災害復旧の都道府県代行手続の基本的流れ」、「災害復旧事業手続きの流れ」及び「都道府県への災害復旧に関する工事の代行の要請書文書の様式」の別添資料を送付しますので、その運用にあたり御参考にしてください。

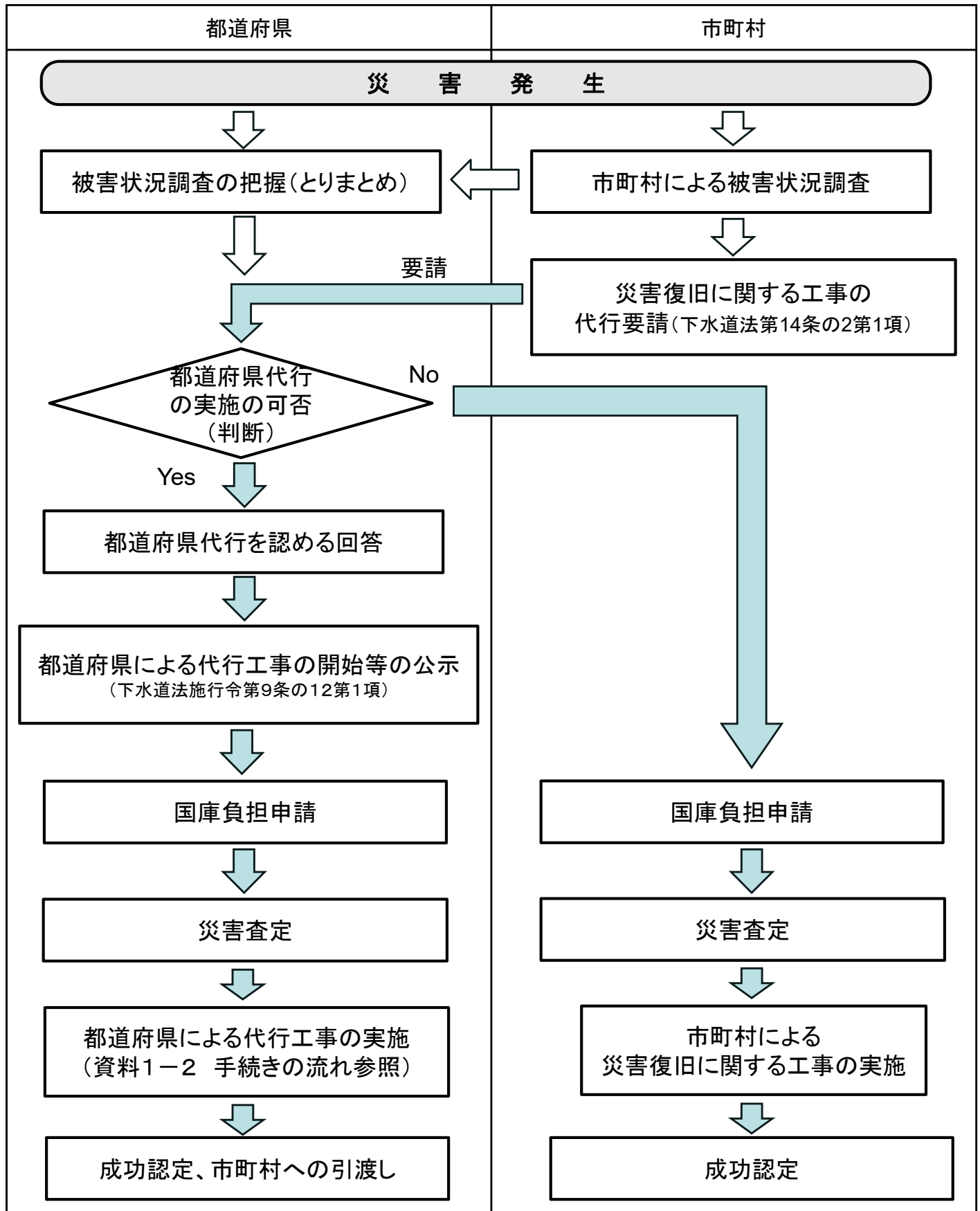
また、各都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して周知していただくようお願いします。

記

1. 別添資料

- 【資料1】 災害復旧の都道府県代行手続の基本的な流れ
- 【資料1－2】 災害復旧事業手続きの流れ
- 【資料2】 都道府県への災害復旧に関する工事の代行の要請書の様式

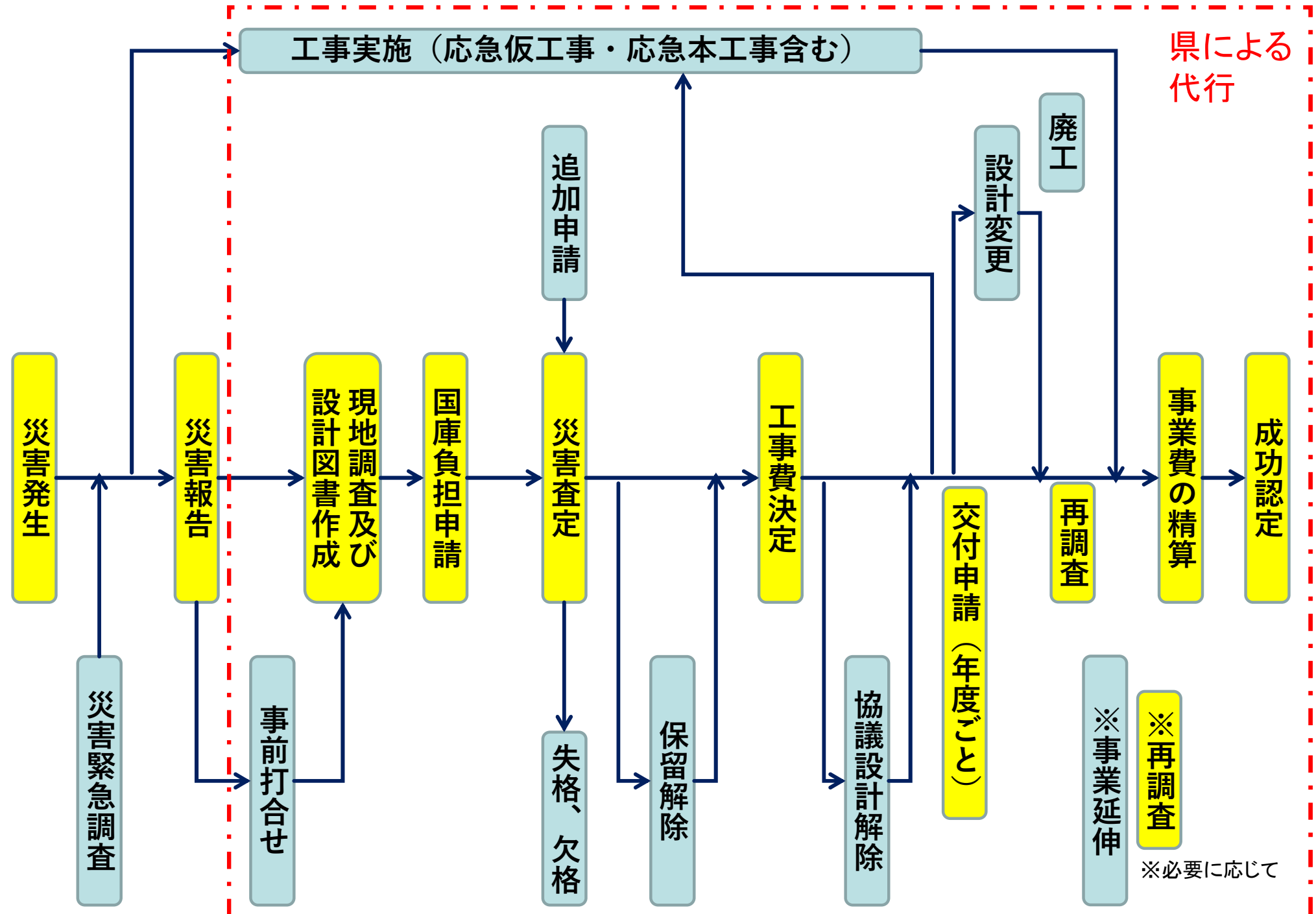
2. 問い合わせ先 下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐 石川(内線:34222)



注1) 上記のフローは、基本的な手順であるが、実際には災害時の緊急性に鑑み、正式手続は後日整理することとして、作業着手を優先することも十分あり得る。

注2) 都道府県が災害復旧等を代行する場合は、本来の下水道管理者である市町村が費用を負担することとなるが、施工業者への支払い時に立替えを実施するか等、施工段階における具体的な手続については、要請者である市町村と代行者である都道府県において、協議により定めるものとする。なお、災害復旧に関する工事に係る費用負担については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)及び他の法律に特別の規定がある場合には、当該規定に従うことに留意されたい。

注3) 「事故災害」における改築工事への対応については、「国庫負担申請」、「災害査定」、「成功認定」を除き上記フローに準じて適宜対応されたい。



令和 年 月 日

〇〇都道府県流域下水道管理者 殿

(公共下水道管理者)

下水道法第14条の2第1項の規定に基づく〇〇都道府県への
災害復旧に関する工事の代行の要請書

下水道法第14条の2第1項の規定により、(〇〇処理区)における災害復旧に関する工事の代行を、下記のとおり要請します。

記

1. 災害復旧に関する工事の代行を要請する施設
〇〇処理区(延長〇km、マンホールポンプ〇基)
2. 代行を要請する施設の所在地
〇〇県〇〇市〇〇
3. 施設の概要
(代行を要請する下水道施設の位置図、諸元、図面、写真等)
4. 代行を要請する災害復旧に関する工事の内容及び必要性
5. 災害復旧に関する工事の代行を要請する下水道が、〇〇都道府県の管理する流域下水道と管理上密接な関連を有する理由
6. 災害復旧に関する工事を自ら実施することが困難である理由

担当者 〇〇〇〇(電話、メールアドレス)

※ 上記様式は参考であり、市町村と都道府県において適宜調整して差し支えない。
※ 災害時の緊急性に鑑み、電話(口頭)などによる要請(上記の項目1)を基本とし、詳細(上記の項目2～6)は、後日、市町村と都道府県とで調整する。